

平成 23 年 7 月 1 日

建設工事請負契約約款等の一部改正のお知らせ

市原市では、現場代理人の常駐義務の緩和（建設工事契約書のみ）及び契約の相手方が暴力団等である場合などにおける解除権を新設するため、建設工事請負契約約款等の一部改正いたしましたのでお知らせいたします。

1 適用する業種

建設工事及び測量・建設コンサルタント

2 適用区分

以下の区分ごとに契約する案件から適用することとする。

- (1)一般競争入札による場合 平成 23 年 7 月 1 日以降に入札公告を行うもの
- (2)指名競争入札による場合 平成 23 年 7 月 1 日以降に指名通知を行うもの
- (3)随意契約による場合 平成 23 年 7 月 1 日以降に見積依頼を行うもの